



計画通知建築物の 省エネ適合性判定のご案内

建築基準法第18条に基づく**計画通知**で省エネ基準への適合義務対象となる建築物は**省エネ適合性判定**を**日本建築センター**に提出することができます。



1 適合義務対象となる建築物

- 特定建築物の新築（非住宅部分の規模が300㎡（※1）以上である建築物）
- 特定建築物の増改築（非住宅部分の増改築の規模が300㎡以上（※1）の場合に限る。ただし※2を除く。）
- 特定建築物以外の建築物の増改築
（非住宅部分の増改築の規模が300㎡以上（※1）かつ、増改築後の非住宅部分が300㎡以上になるものに限る。）

※1 外気に対して高い開放性を有する部分を除いた部分の床面積

※2：平成29年4月1日より前に工事完了している建築物で、増改築の割合

（増改築部分の面積（非住宅部分） / 増改築後の延べ面積（非住宅部分））が1/2以下であるもの

2 対象となる区域

対象となる区域※3は、一部の地域を除き**日本全国**です。

※3 計画通知建築物の省エネ適合性判定を登録省エネ判定機関に委任している区域です。
具体的な区域は、一般社団法人住宅性能評価・表示協会のホームページで検索することができます。

◆URL：https://www.hyoukakyokai.or.jp/shouene_tekihan/index.html



一般財団法人 日本建築センター

省エネ審査課 TEL：03-5283-0480 FAX：03-5281-2831

✉ shoene@bcj.or.jp

大阪事務所 TEL：06-6264-7731 FAX：06-6264-7745

✉ bcjos@bcj.or.jp